

東京交通新聞 2009 年 8 月 10 日

<有償運送の区域の特例>

国交省通知

国土交通省は福祉有償運送の区域の特例について地方運輸局、全タク連、全福協にこのほど通知した。現行制度では旅客の発地・着地のいずれかが運送区域内に存する必要があるが、政府が閣議決定した道州制特別区域基本方針により、あらかじめ設定された運送区域に旅客の運送の帰属性が認められる場合は、特例として発地・着地規制がかからないよう措置した。本来の運送区域の考え方を改めたものではなく、あくまで特例として

いる。
具体的に特例で認められる 5 事例と認められない 2 事例を示した。認められる例は「A 市に運送区域のある運送者が、A 市に居住する旅客を日常的に自宅から B 市に運送していたが、当該旅客が B 市の病院に入院し、B 市の病院から C 市の病院に転院する場合の運送」など。認められない例は「A 市に運送区域のある運送者が、A 市に居住する旅客を自宅から B 市へ運送していたが、当該旅客が B 市に引っ越した後も、B 市内の運送など A 市以外へ行う運送」など。